

議事日程第3号

令和8年6月12日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（5番～7番）

出席議員（11名）

議長 高山 由行	2番 広川 大介	3番 山田 徹
5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和	7番 清水 亮太
8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺 幸伸	副町長 筒井 幹次
教 育 長 奥村 恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 早川 均
企 画 部 長 岡本 拓	民生部長 中村 治彦
建 設 部 長 高木 雅春	教 育 参 事 山田 敏寛
総 務 課 長 土谷 浩輝	税 務 課 長 丸山 浩史
企 画 課 長 荻曾 弘太郎	まちづくり課長 栗谷本 真
住民環境課長 金子 文仁	保険長寿課長 日比野 克彦
福祉子ども課長 瀬 瀬 泰浩	建 設 課 長 古川 孝
農 林 課 長 大久保 嘉博	上下水道課長 木村 公彦
亜炭鉱廃坑 対策室長 有国 敦夫	学校教育課長 塚本 政文
生涯学習課長 渡辺 一直	会計管理者 河村 千春

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩士	議会事務局 書記 井上 美佐子
---------------	--------------------

開議の宣告

議長（高山由行さん）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本日の会議は、インターネット配信用にビデオカメラによる撮影を行います。

また、中日新聞社様、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 伏屋光幸さん、10番 大沢まり子さんの2名を指名いたします。

一般質問

議長（高山由行さん）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いします。

それでは、一般質問を行います。

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

おはようございます。

それでは、今回は行政の義務と自治会依存の矛盾についてという自治会に関連した質問をさせていただきます。

自治会をめぐる問題には幾つかの方向性があると考えています。加入率の低下や担い手不足など自治会の存続問題、加入率の低下によって生じてきた加入者と非加入者の公平性をどう守っていくかという問題、そして多様性を重視する時代に自治会という地縁型コミュニティの在り方をどうすり合わせていくかという問題などです。

ただ、自治会はあくまでも自治を行う団体ですから、行政の手出し口出しが難しいということもあるでしょう。また、議員も手出し口出しする立場ではないと思います。

そこで今回は、自治会をどうしていくかという対策の話ではなく、あくまでも行政側の問題、課題、義務等について質問してまいります。

さて、町民の生命・財産を守り、生活環境を健全に保つことは行政の義務です。しかし、現在、その義務の一部が自治会の存在なしには果たせない構造になっている。このことの矛盾や時代とともに生じてきた構造的な無理について探求していきたいと思います。

まずは情報発信についてです。

町には、町民の生命や健康を守るための情報を全ての町民に届ける必要があります。あるいは、町の環境を健全に保つために、ごみ集積に関する情報を全ての町民に届ける必要があります。さらには、町民が楽しく生活をしたり、子供たちに楽しい経験をたくさんしてもらうために、イベントなどの情報を届ける必要もあると思います。これらの情報は現在、広報紙「ほっとみたけ」と回覧板をメインの媒体として発信されています。そして、この広報紙と回覧板は自治会に配付や回覧を委託しています。

昨年6月議会で伏屋議員が自治会について質問した際の答弁によれば、現在、自治会加入率は61%、つまり4割の世帯には届いていない前提の仕組みになっています。みたけファンクラブ「Take-Mi」やSNSによる情報発信を行っているという部分もあるかと思いますが、それらの登録者や閲覧している町民の多くは自治会加入者と大きく重複していると思われるので、つまり足しにもならないと思っています。行政の情報発信の義務は、あまねく全町民に届けることです。現在のやり方では到底果たせているとは思えません。

そこでお尋ねします。

現状の情報発信体制では、全ての町民に情報が届いていないと思われます。ただ、町としても自治会に加入している方だけに届けばいいとは思ってはいないはずですが、現在、自治会に加入していない方への情報発信手段には、どのような媒体や取組があるのでしょうか。あるいは、自治会に加入していない方への情報発信を達成するために予定している取組などがあれば教えてください。

次に、ごみ処理についてです。

町民の日常生活から発生するごみ収集、処理は、行政の責任で行われることです。しかし、その過程の一部を自治会に強く依存する構造が問題をはらんでいると考えています。自治会に加入していない方にとっては、どのようにごみを捨てればいいのかという問題になり得ますし、自治会側にとってみれば、自治会が管理する集積所に自治会に加入していない人がただ乗りをしているという問題にもなるでしょう。そもそも、この構造は自治会加入率が9割、10割ある

時代にできた、そうではないとなり得ないものなのではないでしょうか。

行政の仕事であるごみ処理が任意団体である自治会への加入を前提として成り立っている。しかし、自治会は自治だから行政は手出し口出ししにくい。しかし、自治会に加入しない町民が発生したごみについても町には対応する義務がある。矛盾のオンパレードだと思うのですが、いかがでしょうか。

そこで伺います。

私が上げた構造的な無理について現状の認識をお聞かせください。また、自治会に加入していない方がごみをどのように出せばいいのか、町としての見解をお聞かせください。さらに、自治会に加入していない方が自治会の集積所にごみを出した際の対応について把握している事例やガイドラインなどがあれば教えてください。

次に、町長が掲げる関係人口と自治会との関連について伺います。

関係人口創出の究極的な目的は、移住につなげることだと私は理解しています。その前提で考えると御嵩に移住を検討する人にとって、あるいはおぼろげに地方移住を考えていて、その候補に御嵩がある人にとって、田舎の近所付き合いや自治会に関する不安は小さくはないはずです。

自治会への加入は必須なのか、加入しなければ日常生活に支障が出るのか、行事の頻度はどうか、役員の負担はどのくらいかなどなど、外から来る人が抱える不安を想像すると枚挙にいとまがありません。しかしながら、現在こうした情報を事前に得ることはできません。御嵩町のある場所に引っ越そうと思っても、事実上引っ越しが完了してからでないと自治会の情報が得られないのです。恐らく自治だからという理由で町はそこに触れてこなかったのでしょう。

しかし、関係人口創出、そして移住促進という観点で見れば、この情報は触れずに済む問題ではありません。これに触れないとしたら、まさに矛盾だと思うのです。御嵩町に移住を考えている人には、自治会の状況を明確に発信する責任があると思います。町として、御嵩の各自治会がどのような活動をしているのか、あるいは加入金や会費は幾らか、加入率はどのくらいか、子供の割合はどのくらいかなどの情報を収集し、公表する必要があると思います。

そこで、町長にお尋ねします。

関係人口創出を掲げる町として、自治会の状況の調査及び公表についてどのようにお考えでしょうか。

さて、情報発信にしてもごみ処理にしても、今回取り上げた矛盾の根源は同じところにあると考えています。行政の義務の履行を自治会に強く依存しているという行動がその根源なのです。ただ、これはもともと矛盾ではありませんでした。自治会加入率がほぼ100%に近かった時代、行政と自治会が一体となって地域を支える仕組みは合理的なものだったはずですが、しかし、

時代が変わり加入率が6割となった今、その構造は矛盾を生むようになったのです。だからこそ今、行政の義務の範囲と自治会の役割を明確に分離するタイミングに来ていると私は思います。

自治会の根源的な役割とは何でしょうか。地域の歴史や文化を継承し、子供やお年寄りを地域で共に守る、それが自治会本来の存在意義ではないでしょうか。行政の下請としての役割ではなく、根源的な役割、その原点に回帰することこそが自治会が本来の魅力を取り戻す道だと思います。そのために行政は自治会に依存することなく、自らの義務を直接果たすべきだと思うのです。

また、現在、自治会加入のメリット創出という観点での取組が行われています。しかし、多様性を重視する時代において、何をメリットと感じるかは人それぞれであり、行政がコントロールできるものではありません。メリット創出という発想そのものが多様性の時代と矛盾しているのではないのでしょうか。

そこで、町長に伺います。

行政の義務と自治会の役割をしっかりと分離し、行政自らが直接義務を果たしていく体制を一刻も早く構築すべきだと考えますが、この点について町長はどのようにお考えでしょうか。

一朝一夕に進められることでもないとは思いますが、未加入率40%という状況では、既に対症療法ではないと考えますので、まずは大枠の方向性だけでもお示しいただければと存じます。ただ、長期的な対策とっていい状況でもありません。実際に、自治会役員の負担が年齢的にきつくなり退会を選んだところ、広報紙や回覧が届かなくなり情報が得られなくなってしまうという相談も増えています。年齢など様々な理由でやむを得ず退会という選択をした方が退会後に不利益を被る実情が既にありますので、早急な対応を考えていく必要があると思っています。

ここまでの質問を聞くと、広川は自治会を批判しているとか、自治会に入らなくていいと感じているように感じた方もいらっしゃるかもしれませんが、もちろんそんなことはありません。自治会は地域の大切な資産であり御嵩町を構成する大切な要素であると考えています。ですから、単純に行政の下請としての役割を負うのではなく、地域の歴史文化を継承し、地域の子供やお年寄りを共に守るという本来の役割において、ますます特色を出しながら発展していくべきだと考えているのです。

そして、現状の構造では、きっとそうはできないと考えているのです。自治会を守ることは自治会の役割です。行政の役割ではありません。そして、行政は自治会の有無に関わらず、町民一人一人を守り、義務を果たしていかなければなりません。行政自らの義務を自らの力で果たす、その当たり前のことを実現することこそが、結果として自治会を存続させ発展に導く、

私はそう確信していることを申し添え、以上、御答弁お願いいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

それでは、広川議員からの一般質問についてお答えしたいと思います。

5項目いただいた中、4項目めまで私のほうから答弁させていただきまして、5番目の項目は、町長から答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、行政からの重要かつ多岐にわたる情報を全ての町民の皆様へ確実にお届けすることは、安全・安心で豊かな住民生活を支えるため、町の責務であるということは認識しております。現在、広報紙「ほっとみたけ」や回覧物の配付、巡回に当たりましては、各自治会の皆様に多大なる御協力をいただいております。地域コミュニティの維持という観点からも大変重要な役割を果たしていただいております。

しかしながら、近年、ライフスタイルの多様化や転入者の増加などに伴い、自治会加入率が約61%に低下してきていることは事実であり、未加入である約4割の世帯の情報発信は町としても喫緊の課題であると捉えております。

自治会に加入されていない世帯に対しましては、多様な媒体を通じて情報が届くよう努めております。まず、防災行政無線につきましては、全ての行政情報を網羅するものではございませんが、迅速かつ有効な情報伝達手段として活用しております。

また、自治会の回覧物につきましては、プライバシー保護に配慮した上でホームページへの掲載を行っているほか、広報紙につきましても同様にホームページで掲載し、デジタル環境での閲覧機会を確保しております。

さらに、紙の広報紙をより手軽に入手できるよう、役場窓口や各地区公民館への配架に加え、地域のコンビニエンスストアにも設置協力を依頼するなど、誰もが受け取りやすい環境づくりを推進しているところでございます。

町公式ホームページへの掲載に加え、スマートフォンやタブレットで手軽に読める広報アプリ「マチイロ」での配信、さらに登録制の防犯・防災情報メールによる迅速な情報提供を行っているところでございます。しかしながら、現在のデジタルツールや自主的な情報取得だけに頼る手法では、まだ十分に行き届いていない面があることも否定できません。そのため、今後さらなる検討を進めてまいりたいと思います。今後とも、未加入者を含めた全ての住民の皆様に必要な情報が届く効果的な情報発信の在り方を追求してまいりたいと思います。

次に、ごみ収集体制における自治会への依存構造に対する認識についてお答えしたいと思います。

ます。

まず、御指摘の構造的な無理についての現状認識でございます。

本町のごみ収集、処理体制は、これまで高い自治会加入率を前提とした地域コミュニティの互助精神の下、集積所の設置や管理、清掃などを自治会に御協力いただくことで円滑に維持されてきておりました。しかしながら、近年のライフスタイルの多様化や価値観の変化に伴い、自治会加入率が低下傾向にある中、非加入者のごみ出しをめぐるトラブルや管理を行う自治会側の負担感の増加など、既存の仕組みに無理が生じつつあるという認識は議員の御指摘のとおり、本町としても強く持っているところでございます。

3番目に、自治会非加入の方がどのようにごみを出せばよいのかという町としての見解について答弁申し上げます。

廃棄物処理法に基づき、家庭ごみの収集、処理は行政の責務であり、町民の皆様が自治会に加入しているか否かに関わらず、町は適切にごみを処理する義務がございます。また、転入者への対応につきましても、地域にいち早くなじみ、安心して暮らしていただけるよう、役場窓口においてごみ出しのルールや分別方法などを丁寧に説明し、初期段階での不安解消に努めているところでございます。

令和5年第5回定例会での岡本隆子議員の一般質問でも答弁しましたとおり、自治会に加入していないことを理由に、ごみ集積所へのごみ出しに制限を加えることは違法である旨の判決があることから、自治会未加入の方にごみを出さないように制限することは非常に難しいと考えております。ごみ集積所の利用につきましては、自治会の非加入者であっても利用できるという判例が出されており、自治会側はその利用を拒否することはできないものと承知しております。

また、町統一の明確なガイドライン等は設けておらず、各地域の実情や事情に応じ、自治会の主体的な御判断に委ねている状況でございますが、全国的には自治会やアパート等の集合住宅単位において、独自の利用ルールや費用負担に関する規約を設けて対応している事例があるということは認識しているところでございます。全国的な先進事例や他自治体の動向を参考にしつつ、地域の実情に応じた円滑な運営が図られるよう、どのような対応が可能か研究することも一考かと思います。

ごみ処理をはじめとする環境美化の維持につきましては、地域住民の皆様の多大なる御理解と御協力に支えられているのが現状であり、その役割の在り方については、社会情勢の変化や地域の多様な声を十分に注視していく必要があると認識しております。

4番目に、移住促進と自治会との関連並びに自治会情報の調査公表についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、地方移住を検討される方にとって地域の情報があらかじめ可視化されていることは安心材料になるということは理解をしております。自治会は、住民の皆様が自主的に運営されている組織であり、その詳細な構成員の状況や活動内容、それぞれの地域における住民同士のつながりやお互いの信頼関係、繊細な性質を含んでおります。特に小さい地域では、一律の公表は意図せず地域間の優劣の評価や住民の皆様の負担感につながる懸念もございます。

町といたしましては、自治会のメリットを広く周知しつつも、詳細な内部情報の収集、公表については、地域の主体性を尊重し、慎重に見極めてまいりたいと存じます。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

おはようございます。

5つ目の質問についてお答えをしたいと思います。

行政の義務と自治会の役割の分離及び行政が直接義務を果たす体制の構築についてという点についてお答えをしたいと思います。

社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、本町でも自治会加入率の低下が進む中、従来の行政と自治会の一体的な仕組みが地域に負担感を生じさせている点は重要な課題であるというふうに認識をしております。

そもそも自治会は、行政の下請あるいは単に便宜供与を受ける立場というものではなく、住民の意思で自主的に運営される地方自治の原点であり、その自立性と自主性を尊重することが極めて重要であるという認識をしております。

一方で、町はこれまで行政サービスの提供や住民福祉の向上を目的に自治会との連携を重視してまいりました。ごみ集積所の管理や広報紙の配付など、地域に根差した皆様の御協力により円滑に維持されてきた活動は多岐にわたっておりますが、この関係性は、行政からの委託や指示ではなく、対等なパートナーとして協働や協力であると位置づけております。

議員からは、行政の義務と自治会の役割を完全に分離すべきとの御提言いただきましたが、これらを急速に分離することは、行政コストの大幅な増加を招く可能性がありますので、慎重に検討していく必要があるというふうに思っております。

日本の自治会は、歴史的に公助が届かない隙間を住民自身が埋める自衛と互助の組織として発展をしてきました。その最大のメリットは、人口減少社会において重要性が増す防災・環境・福祉、そういった点の補完にあると思っております。

具体的には、日常の防犯活動による犯罪の抑止はもちろん、自治会主導の避難訓練や備蓄品の管理、さらには大災害時に生死を分ける迅速な近所同士の安否確認や共助、防犯灯やごみステーションの管理による安全で清潔な住環境の維持、そして回覧板や声かけを通じた孤立防止や事故の未然防止などが上げられております。隣人と助け合い、地域を自ら守るという機能は、今なお住民生活の最大の安心材料であり、人口減少が進む今だからこそ、人と人がつながる自治会は、公助だけでは手の届かない安心で豊かな暮らしを支えるセーフティーネットとして機能するものであると考えております。

行政の義務と自治会の役割の在り方については、一方で、時代の変化に応じた見直しが必要だというふうに思っております。議員御案内の関係人口の視点からも、これからの時代に即した持続可能な協働の在り方について多様な意見に耳を傾けながら、慎重に研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

この課題の解決には、行政の力だけではなく、住民の皆様に最も近い存在であります議員各位の御理解と御協力が不可欠でございます。皆様と共に知恵を絞り、一丸となって進めてまいりたく、特段の御支援をお願い申し上げます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

御答弁ありがとうございました。

まず、情報発信についてですけれども、ホームページに掲載していただいているのはあるんですが、これ過去何度も申し上げているとおり、ホームページに掲載していること自体は発信していることにはならないと思っていまして、それはなぜかという、ホームページに情報が載っているということすら知らない人は、わざわざホームページを見に行くことはしないので、ホームページには情報発信という機能はないということは認識いただきたいと思います。

これも過去何度も申し上げてきましたが、何も情報を持っていないという、情報が存在していることを知らない人、自治会に加入していなきゃ知ることもできないんですけれども、そういう人に対して情報を届けるにはインターネット広告が一番いいと思っています。コストも思った以上に安いはずですので、ぜひ検討いただきたいなと過去3年間ずっと思っているんですけれども、こちらについて、情報発信の手段として用いるという、その可能性を検討しているという実情はあるのかどうかをお聞かせください。

少なくとも民生の中でそういう話が出ただけでもいいんですよ。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

以前からホームページの掲載についての広川議員の御提言は重々重いものだというふうに承知しております。発信して終わりというわけではなくて、インターネット広告という御助言をいただいていることは広く検討すべきかなというふうには考えております。ただ、やはり発信する手段というのはまだまだほかにも潜在的にあるのかなと考えておりますので、今後さらに研究してまいりたいというふうに思います。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

ありがとうございます。

今、自治会に加入していない人、情報を得られていない人というのをどういう人かと想像すると、例えば御嵩町の中には工場で働いてワンルームに住んでいる単身世帯ですとか、あるいは海外から来られている実習生の方々という方もたくさんいらっしゃると思うんですね。

昨日のどなたかの御答弁の中でも出ていたと思うのですが、イベントとかまちづくりに参加する人のメンツが大体決まってきたというお話も出ていました。若い人にどんどんそういう取組を知ってもらって、参加してもらうようなきっかけづくりをしていくという観点においては、工場で働いている方とか、単身世帯の方というのも巻き込んでいく必要があると思うんですよ。メンツが決まった人しか来ないということは、それ以上発展しないということですので、ここはそれなりのコストをかけてでも取り組んでいくべきかなとは思っているので、そういう意味でも自治会未加入で情報を得られない人への情報発信というのは徹底していくべきかなと思っております。

それから次、ごみ処理についてですけれども、仕組みに無理が生じつつあるという御認識を民生部長のほうからいただいたことはよかったかなと思っています。そもそもは9割以上が加入して成立するビジネスモデルだったというふうに思うんですよね。それが6割になってしまったという現状であっても、そのビジネスモデルのまま運用しているということになりますので、これはかなり強い危機感を持ってしかるべきかなと思っています。これは感想です。

それから、自治会未加入の方のごみ捨てのお話でしたけれども、未加入の方にごみを出させないように制限することは難しいというお答えでしたけれども、これ未加入の方にごみを出させるなという話では決してなくて、未加入の方でも回収する義務は町にあるわけですから、その辺りの運用を明確にしてほしいなということが言いたかったことです。

未加入の方が増えてごみを捨てられるようにというのも一つなんですけれども、僕が危惧しているのは、自治会に黙って未加入の方に捨てられてしまうと、これ要はただ乗りが起きているわけだと思うんですが、ただ乗りのストレスを与えてしまっているということを町は認識すべきかなと思っています。そのストレスを軽減してあげるような取組というのが少なくとも町側には必要なんじゃないかなと思います。

ガイドラインもないということでしたけれども、その辺り、例えば自治会に加入していなくても月額幾ら払えば捨てていいよみたいな運用をしている自治会も町内にはあるようですので、そういったことを調べて他の自治会に共有してあげて、こういう運用もできますよということを案内するぐらいはすぐできるかなと思いますので、そういった発信でその自治会の方々のストレスをなくしていくという取組は少なくともしてほしいなと思っています。

自治会の主体的な御判断に委ねているという状況だと御答弁がありましたけれども、これは責任の放棄に聞こえてしまうんですね。ストレスを軽減してあげなきゃいけない責任はあると思うので、その責任を町は果たしてください。

それから、自治会の4番目の質問ですね。

自治会の調査及び公表についてということで、これは繊細な情報だから出すのは難しいというような消極的な返事でしたけれども、繊細だからこそ町がうまく伝えてあげるということをお手伝いしてあげたらいいんじゃないかなと思います。

何でこれ情報を出すべきかといっているかということ、引っ越してこようと移住してこようとすると自治会側のミスマッチが起きる可能性があるんじゃないかなと思うんですよ。現状その調査が公表されているわけではないので、想像でしか言えませんが、お子様をお持ちの世帯の方は、ぜひうちの自治会に引っ越してきてくださいと思っている自治会もあるかもしれませんし、働く現役世代の方、ぜひぜひ来てくださいと思っている方、自治会もいるかもしれないですし、何ならよそ者には来てほしくないと思っている自治会もあるかもしれないですね。

そういった要望、希望を表現していないとどんな人が来るか分からないし、よそ者が来るなと思っているところに引っ越してきちゃうかもしれないし、そういったミスマッチが起きるわけですよ。これは非常に引っ越してからそのミスマッチに気づくと大変不幸なことですし、昨日の話題に出ていた第6次総合計画の中でも、移住の計画の部分でおもてなしの心の醸成という言葉が上がっていましたが、ミスマッチが起きる状態を放置しているというのは、おもてなしの心がかけられないなと私は思います。ですので、せっかくそこに明記してあるわけですから、その方向性に従った取捨選択というのをさせていただきたいなと思います。

ここに関しては、そもそも私、町長に関係人口の創出という方向性と矛盾している、ずれて

いるんじゃないかという御指摘をしたくてこの質問をしたわけで、単純に公表してほしいということではなかったんですね。なので、公表していない現在、関係人口創出との矛盾についてどう整理しているのかなということを町長に改めてお聞きしてもよろしいでしょうか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

ただいま関係人口の視点を含めたこの自治の在り方、地域の在り方というようなことだったかと思います。

ちょっと自分なりに思うところもあったので、若干お話しできたらと思っておりますけれども、今回、議員がこのような非加入率40%というような危機感を持ってみえるという中で、何とか持続可能な形にこの機能そのものを再構築していかないとという、この地域をかなり憂うというか、そういったことからの発想かなというふうに思っております。

私は、この自治会の重要性というのは、今の仕組みのまま、このまま漫然と維持していくことではないというふうには当然思っております。行政が果たすべき役割ということをおっしゃっていましたが、その中で過度の負担を強いることのない形で持続可能な自治会組織というのも今後求められていくのかなというふうに思っております。

そういった中で、あくまでも持続可能な地域のコミュニティとしての再構築という位置づけ、これが主眼になってくるかなというふうに思っていることを当然考えております。地域の現状を見据えた中で行政義務との分離を進めるには現状多くの課題があり、やはりすぐ対応することはなかなか難しいというのが正直な気持ちでございますけれども、自治会を含めて地域が持続するためにどのような課題が、どのような対策をしていくべきか、それをそのほかの視点から検討していくことが大事だというふうには思っております。

その一つとして、おっしゃっていただいたような関係人口という視点が切り口としてあるんじゃないかということで私もちょっと考えているところでございますけれども、もともとまちづくり等でその話もしておりますので、何とか結びつけるようなことはできないかということも含めて考えていきたいなというふうに思っております。

例えば、白川町の黒川地区では、移住者がかなりの頻度を、占めてきたということもありまして、昔から行われていた伝統的な祭りであるとか、いろんな行事が復活したというようなことも事例として聞いております。移住とまではいかないにしても、この関係人口という部分については、この町なら町に何らかの関わりを持つ、持っている人が地域コミュニティを活性化していくという意味においても非常に重要な考え方になるんじゃないかなというふうに思っております。

自治会の役割、地域の活力という意味で捉えたときの活用の仕方という部分については、今後しっかり考えていかなければならないかなというふうに思っておりますけれども、既存の今あるものの中だけで考えていくと、その部分というのは衰退したり、あるいは今の考えの下でなかなか進まないということもありますので、こういったことも含めて何かしら検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

まちづくりのほうでファンクラブをつくりましたけれども、その中でクエストという制度もございます。伝統行事、イベント、あるいは草刈りに至るまで、人手不足といった課題に対して、町外の支援者をマッチングする仕組みの在り方であるとか、外部の発想を取り入れた行政運営、あるいは自治会運営の効率化など地域コミュニティの維持に生かしていけるのかどうか、そういったことも含めて検討していければというふうに思っております。

私としては、これからの地域維持という部分につきましては、やはり議員がおっしゃるように、行政、自治会、そして今申しましたような外から応援していただくような関係人口というような、こういう3つのピースそのものがそれぞれ役割を補完し合いながら関係性を構築していくのが理想ではないかなというふうに思っている次第でございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

ありがとうございます。

今の御答弁でいいますと、盛り上げていくためにはどういう方向性を持っていけばいいのかというような、大まかに言えばそういう感じだったと思うのですが、私が御指摘しているのは、既存の矛盾というお話なんですよ。現状だと持続可能なという言葉をおっしゃっていましたが、部長の認識でも現在の構造では難しいというふうに現場がおっしゃっているわけで、既に構造的な無理が生じているわけですから、持続可能ではないわけですよ、現状で。優先順位からいうと、どうやって盛り上げていこうかというよりも、既存の矛盾をどうやって排除していくかというほうが私は先だと思っています。

ブランドロゴをつくるとか、そういう話もありましたし、そのお話の中では、ただブランドロゴをつくるだけではないというような話もありましたが、それを言うのはやすしで、実際やろうと思うとすごく大変なはずなんですよ。

なぜかというと、遠くにある目標、ミッション、ビジョンというのを達成するに当たっては、手前で少しでも矛盾があると絶対に方向性がずれていくんです。プランニングというのはそういうもので、どういう未来を描いて、そこに太い軸をつくって、いかに全ての取組がそこに矛

盾がないかということが一番大事なはずなんです。なので、現状矛盾を抱えているまま新しい取組をしても、これはゴールには行き着かないんです。なので、そういう意識を持って、まずは目の前の課題を解決していただくということが必要だと思うんですが、今のお話に関して、町長は御見解を伺うことができますか。

議長（高山由行さん）

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

現在の目の前の現状についての取組という形になるかと思えますけれども、るる民生部長から説明したとおり、先ほど申しましたように、様々な課題が生じているというのは当然認識しております。これが解決に向けて、構造的な話にもなりますので、どこからどう手をつけてというのはあるかもしれませんが、先ほどちょっと御紹介いただきました、いろいろな先進的な事例であるとか取組、あるいはそれらを用いて効果的にうまくいっている点という部分もございます。やれるところからということになるかもしれませんが、そういった点にまずはちょっと現状というか、課題をクリアするための方策が何かないかという部分も含めて、まずはそこを知る。その後、じゃあそれを実際の現場にどのように落とししていくのか、どういうことを対策として取り上げていくのがより効果的なのか、といった辺りについてをまずもって検討していきたいというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

2番 広川大介さん。

2番（広川大介さん）

ありがとうございます。

現場の部長が問題だと明言しているわけですし、とはいえ、その現場の方が改善していくというのは難しい話であって、そこにどういった方向性を持たせてあげるかということが首長の役割かなと思うので、そこはぜひ明確に宣言していただけるとうれしいなと思います。

現状その自治会の情報がブラックボックスなわけですが、これブラックボックスでメリットが生じているのは、私は何もしなくて済んでいる行政側なのかなと思ってしまっています。情報がない中で選択するというのは非常にリスクですから、逆に出せば出すほど人は集まるものなんです。それがどんな情報かというのは人それぞれの判断ですから、先ほどの御答弁の中でも、自治会の優劣がついてしまうということを危惧されているという御答弁がありましたけれども、優劣を判断するのは、その情報を目にした方なので、情報を出すだけの側が心配することではないんです。なので、ただ単純に出していくということが大事なかなと思って

おります。

あとは、再質問は以上となりますが、比較的アンタッチャブルな部分なのかなと思うんですが、先ほど申し上げたとおり現状の運用では限界が、持続可能ではないと私は認識しているので、あえてちょっとうるさいことを申し上げさせていただきました。町長のお力でちょっと引っ張っていただいて、少なくとも今ある矛盾を取り除いていくということを優先的に取り組んでいただけたらありがたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで、広川大介さんの一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告しましたとおり、質問をさせていただきます。

災害時備蓄品及び避難所運営の充実について、4点お伺いをいたします。

防災については、これまでも山田議員、鈴木議員をはじめ多くの議員がその時々課題に応じ、様々な視点から質問、提案を行ってこられました。それだけ防災はいつ起こるか分からない災害の備えとして、町民の命と暮らしを守る上で重要なテーマであると考えます。

御嵩町では、総合的な防災対策の指針として御嵩町地域防災計画が策定されており、これに基づき備蓄計画や避難所運営マニュアルが整備されています。現在は、岐阜県の避難所運営ガイドラインなどを参考に130品目の分散備蓄を行い、被害想定に対応した備えを進めているのですが、一方で、災害の教訓や社会情勢の変化に応じ、継続的な見直しや改善が必要であると考えます。

避難生活が長期化した場合、本町では食料確保協定を締結している事業者から支援を受ける体制も整えられているのですが、特に乳幼児、子供、高齢者、要支援者、障害のある方などへの配慮は、必要な食料、飲料、衛生用品、資材については、あればよいものではなく、避難生活の開始直後から必要となってくる命に関わる備えであると考えます。必要なものについては、一定の費用がかかるとしても、行政として最低限備えておく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

町の防災備蓄はどのような配慮の下に現在行われているのでしょうか。

2つ目、女性、子育て世代、高齢者、要支援者といった多様な避難者を意識した備蓄は、現

在どこまで整備、検討が進められているのか、状況をお伺いします。

また、実際に災害が起きるたびに、避難所生活における環境や配慮不足が課題として明らかになっています。女性用品の不足、授乳環境の欠如、高齢者の体調悪化、要支援者への配慮不足、避難所でのプライバシー問題や防犯面、さらには性被害など避難所の課題が明らかになり、対策を考えておかなければなりません。避難所環境の悪化や配慮不足は、避難所離れや災害関連死にもつながることから、命を守る避難だけではなく、安心して避難生活を継続できる環境整備が重要になってきます。

内閣府の男女共同参画の視点による防災・復興ガイドラインでは、多様な立場への配慮の必要性が示されており、特に生活、育児、介護、衛生、安全など日常生活に深く関わる視点を防災へ反映することの重要性が示されています。

人口の約半数は女性であり、災害時に生じる困り事や必要な支援も様々です。そのため、多様な避難者の視点を把握し、必要な対策を講じるためには、防災計画の策定や避難所運営に女性が参加することも重要であると考えます。

現在、町の防災担当、防災リーダーなどの防災関係者に女性の割合が多くありません。女性や子育て世代、高齢者、要支援者などの視点を防災施策に十分反映していくためには、さらに参画を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問です。

本町の地域防災計画、避難所運営、備蓄体制において、携わる女性の必要性を町はどのように考えていらっしゃいますか。

4つ目、防災計画への参画や実際の避難所運営の担い手として女性リーダーの増員、そして養成に取り組むお考えはありますか。取組の姿勢と実効性についてお伺いいたします。

以上4点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

総務部長 早川均さん。

総務部長兼庁舎整備室長（早川 均さん）

それでは、可児議員から、災害時備蓄品及び避難所運営の充実についてと題され、大きく4つの御質問をいただきました。それぞれについて私から御答弁させていただきます。

御質問をいただきました1点目、町の防災備蓄はどのような配慮の下に行われているかと御質問の2点目、女性、子育て世代、高齢者、要支援者といった多様な避難者を意識した備蓄は現在どこまで整備・検討が進められているかについては、備蓄品が観点であると考えられますので、その2点、併せてお答えさせていただきます。

まず、災害時における備蓄の前提からお伝えいたします。

個人の備蓄が最も重要と言われています。岐阜県災害時広域受援計画にも、平常時から自らの命は自ら守るの精神で、自分自身と家族の3日分程度の備蓄をし備えることとあります。さらに可能であれば1週間程度の備蓄が望ましいとされています。これらのことから、まず各御家庭での備蓄をしていただくことが前提であり、重要であることが分かります。

国においては、基本原則として、大規模災害発災後3日目以降には食料や毛布、ミルク、大人用や乳児用のおむつなど8品目の物資をプッシュ型の支援として被災地に供給するとしています。

そこで、町の備蓄についての考えは、前述の県の計画にもあるとおり、個人の備蓄だけでは必要量を満たせない場合については、市町村があらかじめ備蓄を行い、発災後、物資が不足している住民の方に対して供給するを前提とし、国や県の動向を踏まえ、災害時等における資源等の確保をあらかじめ定めた町の業務継続計画の中で、物資が不足している住民の方に対して、食料や飲料水を供給できるようそれらを確保するとしています。

御質問にあった女性、子育て世代、高齢者、要支援者など多様な避難者を意識した備蓄については、町の地域防災計画に災害対策物資の備蓄についての原則が記述されております。そこには、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとある中で、現在、町の備蓄品には生理用品、乳幼児、小児用、大人用のおむつ、粉ミルクなどを調達しておりまして、多様な避難者を意識した備蓄となっているものと考えています。

なお、それらの備蓄数においては、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画における算出式や県の南海トラフ巨大地震等被害想定調査からの避難者数を参考にしており、現時点では求められる量以上の備蓄ができているものと考えています。ただ、個々の状況を勘案した備蓄ではないことから、特殊な備蓄品が必要であるなら、各御家庭、各自において平常時から数量等を含め、御準備いただけるようお願いいたします。

続きまして、御質問をいただきました3点目、本町の地域防災計画、避難所運営、備蓄体制において、携わる女性の必要性をどのように考えているかと、4点目の御質問、女性リーダーの増員・養成に取り組む考えがあるかについて、これは女性の方の関わり方が観点であるかと考えておりますので、その2点を併せてお答えさせていただきます。

国においては、防災リーダーは、地域の防災活動を主導し、住民と行政をつなぐ防災活動の中心的な人材と位置づけています。大規模な災害が発生した直後は、行政が行う公助がすぐには行き届かないケースが見受けられます。そのため、まずは自助で自分の命をつなぎ、共助によって近隣の救出、それから初期対応を行うことが被害軽減の鍵となります。

防災リーダーには、特に地域や身近な人々で助け合う、この共助を中心に担っていただくと

ともに、避難所運営では行政や施設管理者に頼り切るのではなく、地域住民同士で連携して住民自身が主体となって運営する共助を主導及びサポートする役割を担っておられます。その際、避難所においては、衛生、防犯、育児など女性特有のニーズを把握し、運営に反映させることが大切と言われているので、女性防災リーダーが避難所運営に参画することはとても重要なものと認識しています。

町地域防災計画には、避難所の適切な運営管理についての記述があります。

そこには、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮するとあります。町としては、避難所運営だけでなく、広く防災に関連する女性の視点は当然必要なものと理解しています。

女性防災リーダーの増員については、町男女共同参画プランにおいて、女性の地域防災への参画を進めるという中で、女性防災リーダーの増員を目指すものとしています。その理由としては、地域で御活躍していただくためには、一定数が必要という考えに基づくからです。

数値目標では、同計画の最終年度、令和11年度には女性防災リーダーを令和5年度の実績数66名から90名に増員する目標を立てています。今年度も町防災アカデミーを開催する予定でありますので、女性の参加を呼びかける工夫をしていきたいと思います。ただ、一番効果的だと考えられますのは、現女性防災リーダーの方からの直接的な呼びかけだと思いますので、何とぞ御協力をお願いいたします。

さらに、今年度も町防災訓練を実施する予定であります。女性防災リーダーには同訓練への企画、運営において、ぜひとも御参画いただきたいと考えております。そこで、女性からの視点で御意見をいただけますとありがたいですし、それらが反映されるのであれば、これまでとは違う訓練になるのではと思います。何とぞ積極的な御参画をお願いしたいと思っております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

それでは、ちょっと質問させていただきたいんですけども、備蓄について基本は個人だとは分かっておりますが、公助が届くには個人に不足の分について届けるというお答えでしたけれども、まず子育て世代とか乳児を抱えたお母さんとか、または高齢者を抱えていらっしゃる方は、自分がそれが必要になるということで自分で用意しなければいけないんですけども、そのことは住民に、特別な配慮が要る方々へのその必要性は行政だけが分かっているのではな

くて、皆さんに用意しておいてくださいねとおっしゃるわけですから、それは伝わっているのでしょうか。こんなときにこんなものを備蓄してくださいという配慮の必要な人向けのアドバイスなどはしていらっしゃるのでしょうか。

議長（高山由行さん）

総務部長 早川均さん。

総務部長兼庁舎整備室長（早川 均さん）

再質問にお答えさせていただきます。

まずは、一般的な例として、これまでも、国においても、県においても、町においてもですが、一般的に避難ができるように防災リュックであるとか、備蓄であるとかをしてくださいということは広報をさせていただいておるつもりです。そこには一般的な食料であったり、飲料水であったり、医薬品であったりというお知らせはさせていただいておるかとは思いますが。

ただ、個々の事情によつての御案内というのは、それは個々の方の御判断というところがございますので、仮に乳幼児の方がいらっしゃるなら当然ミルクであったり、おむつであったりというところはお考えになるでしょうし、またそこまで行政側がやるべきだというお声も確かに分からなくもないですけれども、そこはやはり個々の事例として御判断いただけるとありがたいなと思っています。あと、どうしてもその中には特殊な医薬品であるとか、特殊な装置といますか、器具を要する方については、当然私どもでは把握できかねるので、そこは皆様方の中で備蓄なり、その保有なりをしていただけるようお願いはしたいと思っています。

ただ、そこについては個別の文言でお知らせをしているものではないとは理解しておりますけれども、そこは個々の事案としてお考えいただければということは行政側としては思っております。

〔5 番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5 番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

個々にはとても無理だと思いますけれども、そういった高齢者の集まりとか、子育て世代の集まりとか、そういうところで備蓄に関して相談業務といますか全般的に行われると、個々の備蓄に参考になるのではないかなとは思っています。

おむつなどたくさん用意をされておりますけれども、本当にいざというときに1日目の食事というのが多少不安があります。用意はしている方もいらっしゃいますし、していない方もいらっしゃるなので、まずは最低1日目、備蓄で個人で1日、3日、1週間と、できればしてあつ

たほうがいいんですけれども、1日目に関して本当に何も持たずにというか、避難重視でいらっしゃる方の最低の、高齢者、乳幼児とか、普通のおにぎりとか、いろいろ用意はされているんですけれども、絶対多数の人の分ぐらいしかないと思うので、その部分で少数の困り事に対応できる備蓄というのも費用がかかることも分かっていますけれども、人数に合わせてというか、人数から換算してやっておかれると安心なのではないかなと思います。

女性の関わりは必要だという認識はあるということで、計画でも令和5年の66名のところを令和11年には90名という目標が掲げられておるということですが、なかなかこの防災アカデミーに参加するとか、防災リーダーになるというのも住民の任意に基づくものなので、任命ができないんですよ。ですから、参加を促すに当たって、リーダーからの呼びかけが最も有力な動きだというお話だったんですけれども、子供を持つ世代、または高齢者を介護していらっしゃるところに、防災の先ほどの備蓄の説明やら、避難所ではこんなことが起こり得るというこの情報をお伝えしていきながら、防災アカデミーにも参加していただくような促しとか、そういうものもできると思うんですね。

そういう介護の方とか子育て世代に関心を持つ方が必ず現れてくると思うので、備蓄品や避難所の運営というか、避難所で起こり得るお困り事を説明とか準備しておいたほうが良いよというようなお話をされに行くときに、同時に提供もお誘いもできると思いますので、どんどん進めていっていただきたいと思います。

こういう防災計画の企画とか、備蓄の選定とか、避難所運営に対することを担い手と先ほど私言いましたけれども、実際に今の状態では女性の数が圧倒的に少ないです。これ男女を区別しているわけではないですけど、女性でしか対応できないような役割なども避難所では多くあるようで、男女共同参画視点による防災ガイドラインにもたくさん出ていますけれども、私自身も私は考えない、女性ですけれども、同じ女性の意見として受け入れられないこともありますし、男性のほうがそれが理解できることもあるんですけれども、そういうこんなことも起こり得るというのも、その防災講座みたいなところで言っていただければ、その人にとって必要なもの、必要でないものというのがまた分かれてくると思いますので、そういう情報提供をされていくといいのではないかなと思います。

今回、男女共同参画の視点による防災ガイドラインという言葉を出しましたけれども、これは法的な義務は全くないんですけれども、国が災害対応の教訓、今までのほうの教訓を踏まえて示した重要な指針で、私たちが気づかなかった部分もたくさん網羅されていますので、本町においても、その趣旨を踏まえながら、多様な住民の視点を防災対策に反映して、誰もが安心して避難できる環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

現在、備蓄や避難所運営に関して、いろんな住民の方のお声はお聞きしているようなことは

ありますか。

議長（高山由行さん）

総務部長 早川均さん。

総務部長兼庁舎整備室長（早川 均さん）

今の再質問についてお答えします。

備蓄に関してとか、避難所運営に関してというテーマを絞ってお聞きする会というか、機会というのは、今までに私が想像する限りでは特段議題になかったのかなとは思っております。ただ、これまでの中の、例えば町の防災訓練であったり、その前にある防災会の会合であったり、防災会が主催するその地域での活動であったり、そういう中で出てきた声は数件いただいていることはあるかと思います。それについては多岐にわたりますので、恐らく避難所運営だけではなく、備蓄品であったりそこまでの経路であったり、防災に関するとかちょっと広義にはなりますけれども、そのようなお声は聞いております。

ただ、今おっしゃるような特定の会合を開いているというわけではないので、また今後におきましても、それに特化した会合を行政側として今のところ考えているものではなく、できましたら地域の防災会、防災リーダーさんの会合の中、もしくは自主防災組織の中で、例えば議論されたお声が町のほうに上がってくると非常に切実な思いが届くのかなとは思っております。

〔５番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

５番 可児さとみさん。

５番（可児さとみさん）

お話しする機会は、特別な機会を設けるわけではなく、そういうお集まりのところで防災の話をされることも有効ではないかなと思いますし、私も防災リーダー会に入っていますけれども、配慮が必要な人に関してのシミュレーションなんかもするんですけれども、避難訓練の場で一般の人絡めて配慮が必要な人がいるという認識というか、そういうところが伝わっていないと思うんですけれども、避難訓練において、押しなべて全般に体験をしてもらうだけにとどまっているんですけれども、そういった防災訓練にも踏み込んでいけるようなことはありますか。高齢者のために今ベッドがありますので、ベットをつくったりとかはありますが、それ以上に子育て世代とか、要支援の方など配慮が必要な方についてのことが少しでも防災訓練の中に入ると、ほかの方にもそういう認識が広まると思うんですけれども、そのような予定とかはないですか。

議長（高山由行さん）

総務部長 早川均さん。

総務部長兼庁舎整備室長（早川 均さん）

今年度の例えば防災訓練については、スケジュールが固まっているわけではなく、日程は決まっておりますけれども、その内容は確実に固まっているわけではないという認識でありますので、これからまた地域の防災会の皆様方と御相談しながらスケジュールを立てていくのかなとは認識しているので、そこで、例えば一つの視点として、女性の要配慮者の方も含めたそういう避難所開設の仕方とか、そういうものは可能ではあるかと思います。ただ、行政がこれという趣旨ではないと思います。

ですので、地域の方の中でそういう発想がありやっていこうかというパワーが動いて実践をしていただけるのは非常によろしいのかなとは思いますが。ただ、投げかけは一応させていただくつもりはおりますけれども、やはり先ほどの中で言えば共助を担っていただく、そこを主導していただく防災リーダーの方が中心となって避難所を開いて切り盛りをしていただくということでありますと、やはり皆様方の視点が同じようにそちらのほうに向いていくということが大事なのかなとは思っておりますので、一応種はまいてはいるのかと思いますけれども、またそこで皆様方のお声によって育てていただけるといいのかなとは思いますが。

〔5番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみさん）

ありがとうございます。

共助において防災リーダーは主になる方になるわけなので、本当はそこで女性の関わりがもっと増えるといいと思いますし、目標に向かって防災リーダーを増やしていただきたいと思いますが、防災リーダーは主にはなりますけれども、そのまた協力者というか、住民の方々が同じような認識を持っているように、防災リーダーにならなくても、こういう事案があるとか、その男女共同参画のガイドラインなどをちょっと広く関心を持つように広めていただくのも一つの手というか、裾野を広げるという意味で防災リーダーにならなくてはならないではなくて、防災リーダーも増えればいいですし、その協力者が増えればいいようにちょっとアプローチしていただけたらいいかなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで、可児さとみさんの一般質問を終わります。

引き続き、一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

質問は一问一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

10番（大沢まり子さん）

議長にお許しをいただきましたので、大項目2点について質問をさせていただきます。

1点目、予防医療の充実への取組の一つとして題して、民生部長にお伺いいたします。

医療は病気になってから支えるだけではなく、病気を防ぐことが重要だと言えます。治療に多くの時間と医療費を使うのではなく、病気になる前に予防や検診に費用をかけることがこれからの医療の在り方だと思います。予防医療の充実は、町民の命を守る医療費を抑制する、働き手世代を守る、家庭を守るという未来への投資だと思います。

健康寿命の延伸を掲げ、がん検診の推進、生活習慣病予防や認知症予防、早期発見・早期治療の充実で、町民の皆様がさらに元気に暮らせるまちを目指してまいりたいとの思いで2点伺います。

1点目、高齢者において肺炎は、がんや心疾患と並び重要な死亡原因の一つであり、その多くを肺炎球菌感染症が占めています。

昨日もガッツ石松さんが亡くなられたということでしたが、肺炎であったということで報道が流れておりました。肺炎球菌と同じということではないかもしれませんが、やはりよく目にする肺炎で亡くなられたという事実であります。

肺炎球菌は肺炎を起こす細菌で、症状が悪化すると肺から血液まで菌が回る敗血症になり、3人に1人が亡くなると言われています。特に65歳以上、中でも75歳以上の高齢者では、基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすいため、肺炎の予防対策の重要性は年々高まっています。

国は、これまで高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種制度を進めてきましたが、令和6年度からは定期接種の対象は65歳に限定をされました。従来の経過措置であった70歳、75歳などの対象者が制度から外れることにより、肺炎の罹患や重症化へのリスクが高い高齢者の接種機会の減少や接種率の低下が懸念をされます。さらに、本年4月からは、定期接種できるワクチンが、今までの23価肺炎球菌多糖体ワクチンから20価肺炎球菌結合型ワクチンへと変更がされました。

この20価ワクチンは、免疫応答の質や持続性の面で従来のワクチンよりも優れているとされ、国として高い予防効果と費用対効果を評価しています。こうした制度変更を踏まえ、御嵩町としての高齢者の肺炎予防をどのように進めていくのか確認するとともに、さらなる対策の可能性について伺います。

令和6年度の定期接種の対象が満65歳に変更された後の令和6年度、令和7年度の接種率ほどの程度だったのでしょうか。また、制度変更前と比べてどのような傾向が見られますか。あわせて、肺炎による死亡者のうち、65歳以上、特に75歳以上が占める割合についての見解をお伺

いします。

定期接種は65歳時のみに限られる現行の制度の下では、65歳時に接種機会を逃した方や過去に23価ワクチンを接種し、効果の低下が懸念をされる方など定期接種制度だけでは十分にカバーされない高齢者層が生じていると言えます。肺炎による重症化、死亡率が年齢とともに高まっている実態を踏まえ、そうした制度の狭間にある高齢者への対応の必要性に関し、どのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

高齢者の健康維持、重症化予防、医療費抑制の観点から、満66歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌結合型ワクチンの助成事業を実施するべきと考えますが、本町の御見解をお伺いいたします。

2点目に、子宮頸がん及びHPV関連がんの撲滅に向けてと題して伺います。

女子定期接種の現状と男性接種への助成についてお伺いします。

子宮頸がんは、予防可能ながんでありながら、依然として若年女性の命を脅かす深刻ながんです。日本では、HPVワクチンの接種率が一時的に著しく低下した影響により、今後数十年にわたり予防可能だったがんによる罹患と死亡が増加することが懸念をされています。

令和4年度から令和6年度に実施をされていたHPVワクチンのキャッチアップ制度が終了し、令和7年度から新規で接種できるのは、小学校6年生から高校1年生の定期接種対象者のみとなっています。

厚生労働省が公表した令和4年度、令和5年度、令和6年度の都道府県別定期接種率では、全国的に毎年度回復傾向にあるものの、地域差が生じていることも明らかとなっています。

また、年齢別に状況を分析した年度ごとの累積初回接種率では、令和6年度末時点の後期最終年度である高校1年生及びキャッチアップの方は約50%、中学1年生終了時では約25%程度と公表されています。

WHOは2030年までに女子の90%は15歳までにHPVワクチンを接種することを目標に掲げ、子宮頸がんの撲滅を国際的に推進しています。実際に男女共に接種が進むオーストラリアでは、HPV接種率及び関連疾患が減少しており、近いうちに子宮頸がんが撲滅できるとまで言われています。日本においても、接種率をさらに上げていくためには、市町村での積極的な取組が不可欠です。

本町の取組内容と今後のさらなる施策についてお伺いします。

女子定期接種の件数、接種率の推移はどのようになっていますか。本年度以降、さらに接種率を上げていくための取組として、どのようなことを予定されていますか。1つの案として、定期接種全学年の未接種者に対し、毎年接種勧奨通知を行ってはいかがでしょうか。

次に、男性への接種について伺います。

昨年8月に日本においても9価HPVワクチンの男性への接種が承認をされました。男性もHPV感染により肛門がんや尖圭コンジローマなどの疾患に罹患するリスクがあります。ワクチンの接種でこれらの大疾患を予防することができます。男女双方に接種することで社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られたという報告もあります。男女ともに予防していくことが重要といえます。実際、80以上の国や地域で男女ともに定期接種の対象となっており、G7諸国の中では男性への定期接種が実施をされていないのは日本のみとなっています。

本町においても、男性のHPVワクチン接種に任意助成をしてはいかがでしょうか。

これら2点、御見解をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

大沢議員からの御質問に対して答弁申し上げたいと思います。

議員御質問の高齢者における肺炎球菌ワクチン定期接種の変更に伴う本町の対応及び定期接種対象外の高齢者への助成事業についてお答えしたいと思います。

高齢者の肺炎は、重症化のリスクが高く、命に関わる重篤な疾患であることから、その予防と重症化防止、さらに医療費抑制は本町にとっても大変重要な保健課題であると認識しています。

本町における高齢者肺炎球菌の定期接種率におきましては、制度変更前の令和5年度は19.6%、人数にして167人でございました。満65歳のみに対象が限定された令和6年度につきましては対象者が237人のうち44人が接種され、接種率は18.6%となっております。また、令和7年度におきましては、対象者254人のうち90人が接種され、接種率は35.4%となっております。

御指摘のとおり、本年4月より高齢者肺炎球菌の定期接種ワクチンが23価肺炎球菌多糖体ワクチンから、より高い免疫効果と持続性が期待される20価肺炎球菌結合型ワクチンに変更されました。国がその予防効果と費用対効果を高く評価した結果であり、本町といたしましても、この新たなワクチンによる予防効果を最大限に高めていく必要があると言われております。

一方で、現在の国の定期接種制度は65歳時の一度限りとされているため、65歳時に接種機会を逃してしまった方や過去に23価ワクチンを接種したものの、年月の経過とともに効果の低下が懸念される満66歳以上の高齢者の方々が、いわゆる制度の狭間に置かれているという現状は、議員御指摘のとおり課題であると受け止めております。

御提案いただきました満66歳以上の高齢者を対象としたPCV20の任意接種助成事業の実施につきましては、健康維持及び医療費抑制の観点から非常に意義深い御提案であると考えてお

ります。

近年の国における現在の議論におきましては、現在定期接種に導入されている20価結合型ワクチンに続き、より広い血清型をカバーする21価肺炎球菌結合型ワクチンの定期接種化に向けた検討、議論が開始される見込みであることが示されております。こうした国の検討、動向を踏まえ、国においては、現時点では65歳を超える方に対する一律の経過措置は設けないという方針が出されているところでございます。

本町といたしましては、この国の見解に準じ、現時点における町独自の経過措置の創設は見送ることとしたいと考えております。しかしながら、国においては、今後21価結合型ワクチンの定期接種化に係る具体的な検討を行う際に、65歳を超える方々への経過措置の必要性についても併せて検討を行う方針が示されています。これは、国の専門部会における新たなワクチンの導入議論やそれに伴う経過措置の必要性に関する議論の推移を注視し、国の動向が示された際には速やかに適切な対応を図ってまいりたいと考えております。この辺り、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして2点目、議員御質問の子宮頸がん、HPVワクチンにおける本町の女子定期接種の推移及び今後の接種率向上に向けた取組についてお答え申し上げます。

子宮頸がんは、若い世代の女性が罹患するがんの中で大きな割合を占めており、ワクチン接種による予防と早期発見は、将来を担う子供の健康を守る上で極めて重要であると認識しております。

本町における女子定期接種の推移についてでございます。

国による積極的勧奨の再開及び令和4年度から3年間にわたり実施されたキャッチアップ接種の開始以降、町内の接種件数は増加傾向にございます。しかしながら、議員からの御紹介もありましたとおり、全国的なデータと同様に、本町においても中学生から高校1年生の対象年齢全体における累積初回接種率は、WHOが掲げる目標値や諸外国の状況と比較するといまだ低い水準にとどまっているのが現状でございます。

令和7年度からはキャッチアップ制度は終了し、公費負担の対象が小学6年生から高校1年生までの定期接種対象者のみとなりました。この新たな局面において、本年度以降さらに接種率を向上させる取組として、対象者及びその保護者への個別通知と最適な接種時期のお知らせを行いたいと思います。

特に、標準的な接種開始時期とされる中学1年生の進級時や公費対象の最終年度となる高校1年生の進学時など、適切な時期に分かりやすいリーフレットや予診票を個別にお届けし、確実な情報提供に努めてまいりたいと思います。

議員御提案の全学年の未接種者に対する毎年の接種勧奨通知につきましては、適切な接種時

期に再度情報に触れる機会をつくることが接種率向上に資するものと考えております。思春期後半に進むにつれて本人及び保護者の関心が高まること、また通知により期限を意識した行動変容が促されることなど期待される効果を踏まえ、適切な勧奨の時期について検討を重ねてまいりたいと思います。

続いて、男性へのHPVワクチン接種につきまして答弁申し上げます。

ここで議員の皆さん御存じかと思いますが、男性が接種するワクチンも、女性が接種するワクチンも全く同じワクチンでございます。男性専用につくられた女性専用につくられたという特別なワクチンではなく、名称こそ子宮頸がんワクチンとの呼称がありますが、正式にはHPVワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチンということです。この男性への4価、9価HPVワクチン接種につきましては、定期接種の位置づけはされておりましたが、一部の自治体では独自に接種費用の助成を行っている事例があることも認識しております。

国の専門部会では、国内外のエビデンスを基に、安全性や有効性、費用対効果など慎重な審議が重ねられている状況でございます。本町といたしましては、今後の定期接種化への移行時期など、国の動向をしっかりと注視しながら、近隣市町村の状況等を含め検討してまいりたいと思います。今後も自治体の先進事例や国の動向を注視しつつ、大切な命をがんで失うことのないよう、きめ細やかな周知と積極的な受診勧奨に取り組んでまいりたいと存じます。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

肺炎球菌ワクチンについて、まず質問させていただきます。

今の御答弁で伺いました。医療費抑制の観点からも非常に意義深い提案であるということをおっしゃっていただきましたけれども、財政的な面なども確かにあって、今回の20価ワクチンは前のワクチンよりも高くなっておりますね。見送られたことも推察はできますけれども、高齢者が肺炎に罹患して重症化して入院した場合の医療費、またそれをきっかけに寝たきりなど介護が必要になった場合の社会保障の負担、ワクチン助成費用と比べられるものではないと思います。

予防に投資することは、結果として町の国民健康保険や介護保険の財政を守り、支出を抑えることにつながるというマクロ的な視点での費用対効果について、町として試算検証が行われたことがありますか。お願いします。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

大沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

大変意義深い考察だというふうに思っておりますが、実際にその肺炎でお亡くなりになった方の医療費の抑制だとか、介護費の抑制ということに対しての検証というのはいまだ至っていないという状況でございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

そうですか。

そこら辺のところ、まだそこまでの細かい数字的に検証というのはなかなか難しいと思いますが、すけれども、国においてもこういうところの効果があるということは実証されているところがありますので、それは分かっていただけとは思いますが、もう一点。

65歳のときに接種をしてというのは、私今70歳ですけれども、65歳で接種をしました。そして今5年がたって、もう次の接種の機会だなと思ったら、あとは自己負担ですし、お薬のほうもワクチンのほうも変わっています。より効果が高いワクチンに変わったわけですね。

そして、またその21価というのがまた出てきておりますので、またさらなる効果も。そうしますとやはり21価まで待とうかなとか思ってみたり、いろいろ今ちょうどそこに狭間における人間といたしまして、どうしたらいいかなというのがありますけれども、やはり効果のあるワクチンを接種したいという思いはあります。いろいろ基礎疾患を持っておりますので。

なんですが、やっぱり肺炎球菌というの体が衰えてくると危険だということでもありますので、健康でぴんぴんとしている人はそんなに慌てて打たなくていいということも言われておりますが、こういった21価ワクチンということで、先ほど御答弁の中でも国のほうがそういったことを今検討している段階であるということ、先々まだ21価が出てくるし、そのときにはほかの経過措置も考えていくのではないかとということでもありますけれども、そこまでに至るまでに時間というのがかかるわけですね。1年でできるわけではないと思いますので、そこまでのたとえば3か年であっても、そういった狭間に置かれた人への接種というのは考えることはできないでしょうか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

大変またこれ意義深い、重い御質問をいただきました。

確かに、接種をすれば防げる、予防が一番大事だということは議論を待たないところでございます。

また、ほかの自治体では独自に助成しているところもありまして、住民の命を守るという思いについては、本町も同じ思いではございます。ただ、やはり財源の優先配分などもありますし、財政規模等を考えれば、いろいろなことを考えてみますと、こういったバランスは取る必要があるのかなというふうに思います。今のところ経過措置をまずは見守る、国の動向を見守る、果たして国が経過措置としてキャッチアップみたいな制度が取れるのであれば、それに準じてとして町としては動いていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

そうですね。なかなか財源的にも厳しいことと思いますけれども、命はお金では買えませんので、一人でも多くの方がやはり自分の命が救えるものであれば救ってさしあげたいという思いはあります。

子宮頸がんについての再質問を少しさせていただきます。

子宮頸がんにつきましては、非常にやはりいろいろな問題が今までにございましたので、接種率がなかなか上がらないというのがあると思いますが、令和7年度からキャッチアップ接種は終了したので、この保護者への個別通知と最適な接種時期のお知らせを行いますということでもありますけれども、この中学1年生の進級時という、標準的な接種開始時期と言われておりますが、小学校6年生から打てるはずのこのワクチンの接種ですけれども、なぜ中学1年生の進級時に個別通知をされるのかということを1点まずお聞かせください。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

大沢議員の御質問にお答えします。

恐らくその質問の中には、小学校6年生から始めたらどうだという意味が含まれているのではないかと思います。現場のサイドとしては、来年度以降、小学校6年生からでもスタートしようかというふうに今検討を進めておるところでございまして、決して中学校1年生からというのは線引きをするつもりはございませんので、これは前向きに進めていきたいと思いますので、お願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

ありがとうございます。

本当に早く打ったほうが副作用も少ないというようなことも伺っておりますし、14歳になるまでに接種をすれば、これ本当は3回接種なんですけれども、2回の接種でいいということが言われています。そういったことを通知して、14歳になるまでに打っていただければ2回で済みますと。やっぱり痛いですし、何があるかと思いますので、3回打てるところを2回で済むならば早めに接種するということを検討されるのではないかと思いますので、そういったことを周知している自治体もございます。

ですから、この14歳までの2回接種ということを知するという点に関してはどうでしょうか、どんなお考えでしょうか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

再質問にお答えいたします。

まさしく御指摘のとおりです。14歳までに接種することで2回で済むということは、これは前面に出していきたいと思えます。それで、小学校6年生の方々から接種できますよと、2回で済みますよという御案内は丁寧にしていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

ありがとうございます。

そのようにしていただいて少しでも接種できる子供さんが増えることを願っております。

そういった中で、やはりいろいろな問題があつて、副作用のこととか不安があつてということがありますがけれども、そういった相談体制みたいな、不安に思うことをお聞きするところとか、お医者さんとの連携とかは町としてはありますでしょうか。

議長（高山由行さん）

民生部長 中村治彦さん。

民生部長（中村治彦さん）

大沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

確かに副作用によることがありますて、過去に定期接種をやめたという経緯がございます。こちらのほうにつきましては、相談する窓口というのは保健センターはじめ、保健師をはじめ、広く取っていきたいと思います。

また、定期接種ですので、国・県なども当然バックにはついておりますので、専門機関による相談というのは随時受け付けるというような体制は取っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

ありがとうございます。

そうですね。少しでも不安なく接種していただけて、一人でも多くの方がこの子宮頸がんにかからないようにしていただきたいと思います。

以上で、民生部長に対する質問は終わらせていただきます。

それから次に、大きく分けて2点目の質問でございます。

事前防災の実践で命を守る施策についてということで質問させていただきます。

地震発生時の火災のほとんどが通電火災と言われています。能登半島地震で起きた輪島市の大規模火災も通電火災の可能性が指摘をされています。

また、阪神淡路大震災で起きた火災の6割が電気関係とされています。停電から復旧した際に損傷した配線から出火します。住宅密集地では出火すれば延焼規模も大きくなります。強い揺れがあったときに自動で電気を遮断する感震ブレーカーは大変有効であります。全国的にもこの補助事業を実施する自治体は急増しています。町民の財産と命を守るために感震ブレーカーの効果などについて啓発するべきと考えます。

現在、多治見市など9市町でこの事業を実施しているようであります。岐阜県の本年度新規事業において、感震ブレーカー設置促進補助金が設置されていました。町が実施をする感震ブレーカーの設置支援事業に対し、町の負担分の2分の1を補助するものであります。対象は、購入費や設置工事費などです。ぜひ御嵩町でも実施していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

また、昨今ではテレビをつけていますと1日に何度も何度も地震速報が入ります。いつ起きても不思議ではない地震ですが、命を守るためには家屋の耐震化や家具の固定など被害を軽減するには事前防災の実践が欠かせません。しかし、なかなか取組が進まないのが現状で、内閣府の調査によりますと家具の固定は37.6%にとどまっています。

能登半島地震では、災害関連死を除く犠牲者の4割が圧死であり、多くの人が倒壊した木造住宅の下敷きになっています。耐震シェルターなどの設置にも昨年から県の補助事業があるようですが、御嵩町ではシェルター化への補助メニューはありますか。

また、補助制度があっても、事前防災を実施していただくには、町民に寄り添った伴走型の声かけ、アプローチが不可欠であるという名古屋大学の地震工学防災グループの福和伸夫名誉教授は訴えています。

この事前防災に対しての町の認識と対策について伺いいたします。よろしくお願いします。

議長（高山由行さん）

執行部の答弁を求めます。

建設部長 高木雅春さん。

建設部長（高木雅春さん）

それでは、大沢議員よりいただきました事前防災の実践についてと題して、2点の御質問にお答えいたします。

初めに、感震ブレーカーの設置支援及び木造住宅の耐震シェルター化への補助制度についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、近年の大規模地震では、住宅倒壊や通電火災による被害が大きな課題となっております。特に能登半島地震では、倒壊家屋による圧死や道路が塞がれ、通電火災の発生可能性も指摘されており、事前防災の重要性が改めて認識されたところであります。

感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知した際に自動的に電気を遮断し、停電復旧時の通電火災を防止する有効な設備であり、国においても設置促進が進められております。岐阜県では、令和6年度から感震ブレーカー設置促進補助金が設けられました。これは、地震後の通電火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置を支援する補助制度であり、令和10年度までの時限的な事業として実施されております。

本町におきましては、現時点で補助制度創設に対する具体的な要望や相談が多く寄せられている状況には至っておりません。このため、まずは住民の皆様のニーズや関心度の把握に努めるとともに、県制度の活用状況や他自治体の取組状況、さらには令和10年度までとされている県補助制度の動向も注視しながら、必要な対応について研究してまいります。

次に、耐震シェルターについてお答えいたします。

耐震シェルターにつきましては、高齢者世帯など大規模な耐震改修が困難な場合において、寝室等に最低限の安全空間を確保し、人命を守るための減災対策の一つであります。

岐阜県では、令和7年度から木造住宅耐震シェルター等設置補助制度が新たに設けられました。これは、耐震改修が困難な住宅において、耐震シェルターや防災ベッドを設置し、地震時

の安全空間を確保するための補助制度であります。

一方で、本町の耐震改修促進計画におきましては、住宅全体の耐震化を基本としております。これは、人命の保護のみならず、建物の倒壊の抑制、瓦礫発生の軽減、避難路の確保、災害後の早期復旧、復興などを総合的に進める必要があるためであります。

特に、能登半島地震では、倒壊家屋により道路が塞がれ、人的支援や物資搬入、復旧活動に支障を来した事例も報告されておりますところから、本町としては、住宅全体の耐震性の向上を重視しているところであります。

しかしながら、高齢者世帯など住宅全体の耐震改修が困難な場合においては、人命確保を図るための現実的な選択肢として耐震シェルターの活用も考えられることから、本町におきましては、近隣自治体の活用状況や県制度の運用状況を注視しながら、耐震シェルター等設置補助制度の必要性について研究、検討してまいります。

次に、事前防災に対する認識と対策についてお答えいたします。

近年、全国各地で大規模地震や豪雨災害が頻発しており、災害後の対応だけではなく、平時から被害を軽減する事前防災の重要性が高まっております。本町では、木造住宅耐震診断事業や耐震改修補助制度による住宅耐震化の促進をはじめ、防災ハザードマップの配付、防災訓練、防災アカデミーの開催、自主防災組織との連携などを通じ、地域防災力の向上に努めております。

一方で、家具固定や住宅耐震化などの事前防災は、制度があっても十分に進んでいない現状があり、事前防災を実践していただくためには、制度の整備だけではなく、住民の皆様の行動とそれをつなげていく取組が重要であると認識しております。

名古屋大学の福和伸夫名誉教授も、住民一人一人に寄り添いながら継続的に働きかける伴走型の取組の重要性を提唱されております。今後につきましては、自主防災組織や防災リーダーとの連携を図りながら、防災訓練や防災アカデミー等を通じて住宅耐震化や家具固定などについて、町民の皆様が具体的な備えを実践していただけるよう周知啓発に努めるとともに、本町に適した事前防災施策について研究、検討してまいります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

御答弁ありがとうございます。

事前防災というのは、やはり町民一人一人が自分事として、この防災に関する知識を捉えて、

自分事として何をやっていったらいいかということをしっかし考えることができるというのが一番大事だと思いますので、やはり周知啓発というのはとても大事なことだと思いますので、そういった方向に進むように頑張っていたきたいと思います。

最初の感震ブレイカーについてですが、このニーズということの把握に努めるというふうなお話がありましたけれども、どういった形でニーズの把握に努められるお考えでしょうか。

ニーズというのは、町民がこの感震ブレイカーをつけたいと思っているかどうかということだと思いますけれども、まず感震ブレイカーのことを知らない状況にまだあると思います。この間もテレビでも取り上げられていましたけど、そういったことで関心を持たれている方は見えますし、本当に持たれている方はホームセンターでも買って設置していらっしゃるかもしれませんけれども、知らない方が多いと思います。ですので、こういったことをしっかりと町民の皆さんに周知、届けるにはどういった方法を使ってニーズの把握に努めようと思われませんか。

議長（高山由行さん）

総務部長 早川均さん。

総務部長兼庁舎整備室長（早川 均さん）

感震ブレイカーのことについては、私のほうから御答弁させていただきます。

まず、ニーズの把握と周知というのは二手があるかなと思っています。まず周知のほうは全体的な周知もあるでしょうけれども、コアに広報、周知させていただくのであれば、例えば自主防災会の研修であったりとか、防災リーダーへの情報提供であったりとか、防災アカデミーを受講していただく方に周知をさせていただくのが一番現実的なところかなとは思っています。

そこへ、例えばその感震ブレイカーの補助へつなげていくに当たっては、お知らせをさせていただいた方々の中から、例えば、じゃあ町に助成の制度はあるのというお声をいただくようなことがあれば、またその制度の創設に向けて検討はしていけるのかなとは思っています。

先ほどの建設部長からの答弁の中にもありましたように、感震ブレイカーに関して助成制度があるかというお問合せをいただいたのはほぼないです。議員おっしゃるように、感震ブレイカーというのはそもそも知らないということもあるかもしれませんし、今、こういうような物価高の苦しい世の中ですので、そこへ回すお金がないよと思っていらっしゃるのかもしれませんが、まずは広くも含めてかもしれませんが、まずはちょっとコアなところの皆様方にお知らせをして、それがあ程度広げることができればありがたいなと思っています。

もしお願いできますならば、議員の皆様方の自治会なり御近所の方にもちょっとお声をかけを仮に例えばしていただければ、そのようなお声もまたお届けいただければありがたいなと思っています。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

総務部長の御答弁ありがとうございます。

周知するという点に関しては、行政のほうから自主防災会やまたリーダー等にまず伝えていただいたり、研修していただいたりして、分かった上で、その方たちが地元に戻って自治会やら、また住民の方に接する場でそういったことを周知、伝えていただくということが私も大事だと思います。

ただ、紙でチラシを配ったから回覧で、いろんな啓発の形の感震ブレイカーをつけましょうとかというチラシもありますけれども、そういったものを回覧とか、ただ回すだけではやはり本人も分からないと思いますので、一人一人の住民の方が、一人でも多くの方が耳にさせていただくということがとても大事ではないかと思いますので、来年でそういったことで行政から自主防災会、リーダー会、そして住民に伝えるという形はとてもいい形だと思いますので、そして、住民のニーズを吸い上げるという作業を今後、住民から自主防災会なり自治会なりで声を上げていただいて、それを調査・研究していく形ということで、そういった理解でよろしいですかね。

議長（高山由行さん）

総務部長 早川均さん。

総務部長兼庁舎整備室長（早川 均さん）

そのような仕組みを取っていただけたらありがたいです。よろしくお願いします。

〔10番議員挙手〕

議長（高山由行さん）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子さん）

自分自身もリーダー会の、自主防災会の一人としてそういった方法で今回進めていって、そして、またこの助成事業につなげていけたらなと思っておりますので、そのように頑張りたいと思います。

そういったことで、また設置での補助もまたニーズがあれば検討していただけるという御答弁だったと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高山由行さん）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。次の本会議は6月16日に再開しますので、よろしくお願いします。御苦労さまでございました。

午前10時59分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

署 名 議 員 大 沢 ま り 子

